

整理番号：5－3

提言題名：取手駅周辺のことについて

【提言の要旨】

1. 取手駅A街区区画整理事業について

交通広場の整備工事も行われ完成形が少しずつ見えてきました。A街区はすべての土地を利用し、2棟の建物を建設するのだらうと認識しておりましたが、先日ウエルネスプラザを利用した際にビル向かいの土地に木造建築物が建設中であることを知りました。こちらは再開発に向けた建物の一つなのか、地権者が再開発には同意せず個人的に建設しているものなのか気になりました。取手市は平成28年頃公表された再開発に向けて地権者へ協力者への支援をしていると理解しておりますが、地権者は一枚岩ではない状況なのでしょうか？

(令和5年3月受付)

【回答の要旨】

A街区地区における市街地再開発事業は、権利者の皆さんが組織した再開発準備組合において検討が進められており、事業実現に向け、市は当該活動に対して積極的な支援を行っているところです。

当事業は、土地区画整理事業後の権利者の皆さんの土地を共同化し、高度利用を図ることを目的として行われるものですが、個別に土地利用を図ることを希望されるかたもいるという状況であります。

権利者の皆さんが行う土地利用であることから、市としましては、権利者それぞれのお考えを尊重しつつ、今後も事業実現に向けて助言や技術的援助等の支援を図っていきたいと考えております。

(中心市街地整備課 令和5年3月回答)

【提言の要旨】

2. A街区再開発ビルについて

A街区の再開発ビルについて令和5年度に計画などの進捗があるような市議会での議論を拝聴いたしました。公共施設の誘致も検討されているとのことでした。そこで提案ですが、再開発ビル(高層棟)の最上階や屋上に展望施設を設置することは出来ないのでしょうか？昨年取手駅東口の東横イン14階に宿泊する機会があり、利根川や筑波山はもちろんのこと、遠くには富士山も見ることが出来ました。ホテルの倍程度の高さとなるであろう建物の最上階に展望施設が出来れば取手の新たな観光スポットとしても期待できるのではないかと思います。昨今では渋谷SKYの展望施設のように屋外型展望デッキの設置も各地で見られます。都心部の展望施設のような集客は見込めないと思いますが、カフェやレストランを併設し安価で利用できるようにすれば、市民の新たな憩い

の場になるのではないのでしょうか。最終的な計画は地権者や事業者が決定することではありますが、取手市民として市民の誰しものが利用できるような施設が設置されることに期待しています。

(令和5年3月受付)

【回答の要旨】

A街区地区における市街地再開発事業の実現は、取手駅前のみならず市全体の魅力を高め、ひいては市の活性化や持続可能な発展に繋がるものと捉えています。現在、市が検討を進めている再開発ビル内への公共公益機能導入についても、高い集客力や利便性等を備えた施設とすることで、周辺商業施設等との相乗効果を期待しているところです。

市民の皆さんはもちろんのこと、取手駅前を訪れるかたにとっても利用しやすい魅力的な施設となるよう、先進的な事例を参考にしつつ、財政状況等も勘案しながら様々な検討を行ってまいりたいと考えております。

この度は貴重な御提言をいただき、ありがとうございました。

(中心市街地整備課 令和5年3月回答)

【提言の要旨】

3. 取手駅東口喫煙コンテナスペース設置について

取手駅東口の居酒屋(目利きの銀次)横に喫煙用コンテナ(以下コンテナ)が設置されているのを確認しました。前提として私は非喫煙者であり、喫煙スペースからの臭いや副流煙が風向きによってギャラリーロードに入ってきているのを不快に感じていた一人なので、人通りが比較して少なく学生などの通行も少ないであろう新しい場所への設置には賛成です。まだ建設中のようですが、このコンテナの運用に関して質問です。

A. コンテナ運用開始後は、交番前既存喫煙スペースは廃止するという認識でよろしいでしょうか？

B. コンテナの場所は取手駅東口から直接認識できずわかりづらい場所のように見受けられるが、その場所を周知するための方法はどのようなことを計画しているか？

C. ギャラリーロード方面からコンテナへ向かおうとすると、交通ルールを守るならハリオン前の横断歩道を渡って向かうことになると思うが目に見えて遠回りとなるように考えられ、コンテナ前の車道を横断する歩行者が増えることが危惧されるが、それに対し何らかの対応はするのか？

D. 建設中の昼間に確認しただけだが室内は薄暗く外から内部が見にくいように思いました。深夜帯など人通りが少ない時間帯は連れ込み(注：喫煙以外の用途で利用されてしまう)など犯罪が起こるのではないかと危惧しておりますが、夜間から早朝にかけての運用や防犯対策はどうなっているか教えてください。

E. 既存喫煙スペース廃止後、交番前の旧スペースはベンチを置くなど何らか

の形で利用されるのか？もしくは撤去後は歩道になるのか。また、喫煙スペース撤去後にその場所で喫煙やポイ捨てが見られた場合に、該当者に対し罰金等罰則を行う予定はあるのか。

F. 別件です。西口ペDESTリアンデッキ上の喫煙スペースが一時的に移動していますが、デッキ工事完了後は元の場所に戻るのでしょうか？元の場所もリボンとりやエレベーター(こちらはリニューアル後撤去されると認識しています)利用時に、臭いなどが気になっていたのも、場所の最適化や東口喫煙コンテナでの検証次第ではコンテナ化等を期待します。

(令和5年3月受付)

【回答の要旨】

A. コンテナ運用開始後は、交番前既存スペースは廃止するのか

お見込みのとおりです。既存スペースはコンテナ型喫煙所の利用開始と同時に閉鎖致します。

その後、コンテナ喫煙所については、令和5年4月1日に運用を開始し、パーティション型の旧喫煙所は同日に閉鎖しました。

B. コンテナ喫煙所の周知方法について

コンテナ喫煙所への誘導サインを東口広場歩道の各所に設置して歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て抑制を図ります。

なお、廃止するパーティション型喫煙所にもコンテナ喫煙所設置周知看板を設置します。

その後、コンテナ喫煙所への誘導サインを東口広場歩道に設置しました。旧喫煙所の看板には、コンテナ喫煙所の案内を取り付けて周知を行っています。

C. 車道の横断対策は

ご指摘の歩道周辺にガードパイプ及び注意看板を設置し、横断の抑制を図ります。

その後、車道の横断対策として、歩道周辺にガードパイプ及び注意看板を設置しました。

D. 防犯対策は

屋内外に各1箇所防犯カメラ、屋内に非常通報ボタンを設置し警備会社と通話することが可能です。また、利用時間は午前4時から午前1時までとし、入口にセンサーライトを設置します。なお深夜時間(利用時間外)は施錠いたします。

E. 旧スペースの利用方法並びに喫煙者に対する罰則

閉鎖後近日中にパーティションを撤去し通常の歩道に原状回復いたします。

なお、現在のところ条例等による罰則については考えておりませんが、引き続き喫煙者のマナー向上への啓発を進めてまいります。また、旧喫煙所撤去後も跡地周辺にコンテナ型喫煙所に誘導できる様に看板等を設置いたします。

F. 西口の喫煙所について

西口喫煙所についても、関連部署と受動喫煙の影響が少ない喫煙所を検討しています。

(環境対策課 令和5年3月回答)

【提言の要旨】

4. 取手駅構内バリアフリー化について

取手市公式HPにて3月17日から東口⇄緩行線ホームのエレベーターが供用開始されることを知りました。今後もホームドアや緩行線ホーム西口側階段付近にエレベーター設置を行うための工事が続く事も理解しております。

A. 取手駅の利用実態を鑑みるとバリアフリー経路の充実が期待されるのは快速線ホームであり、今回のバリアフリールートは予算や工事難易度(快速線ホーム盛り土部分の工事はJR東日本が難色を示している話を市議会か共産党の広報誌で見かけました)で決定されたものだと思いますが、取手市も税金から補助をしているのですから、利用者目線にたった提案をしていただきたかったです。

B. Aに関連して20年ほど前でしょうか、東口の整備が完成し取手駅がまだ栄えていた頃に西口と東口側を結ぶ通路のようなものを建設し、取手駅を橋上駅舎とするような話を聞いた記憶があるのですが、そのような計画は市民の間で噂になっていただけでしょうか？東口改札が無人化され、東口側から快速ホームへのエスカレーター設置なども見通せない状況を考えると、西口改札前の横付近から通路を設置し、東口側へ階段・エレベーター・エスカレーターを利用し降りられるようにすれば、東口側から西口改札の利用が容易になり、既存の快速線ホームに設置されているエレベーター・エスカレーターも使用でき利便性が高まると予想されます。また、東口側から利用しにくい常総線改札口へや将来計画されているA街区再開発ビルへのアクセスもよくなるのではないのでしょうか？すぐにどうこうなる問題ではありませんが、10年20年先を見据えた計画としてJRや関鉄など関係者へのはたらきかけを期待しています。

(令和5年3月受付)

【回答の要旨】

A. 今回のバリアフリールートの選定にあたっては、東口改札からの利用者の移動距離などを考慮し、快速線ホームを含めた各ホームへのエレベーターの設置とともにエスカレーターの設置についても市から提案するなど、より利便性の高いルートについても検討した経緯がございます。

その際に、駅の構造による鉄道の安全運行への懸念とともに、階段や通路の幅員が不足することなどの課題がございました。

このような課題を総合的に判断した上で、列車の安全運行の責任者であるJR東日本が最終的に選定した経路となっておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

B. 御提言のとおり、取手駅の西口改札前のNewDays横から東口へと結ぶ自由

通路の整備計画がございます。

JR 東日本との協議においては、平成 17 年度から検討を重ねてきましたが、駅舎の橋上化については、平成 21 年度に JR 東日本の企業判断によって見送っており、それ以降は自由通路のみを整備する方針となっております。

このような検討を進めてきたところですが、自由通路の整備といった大規模事業については、現在取手駅西口で進めております区画整理事業や A 街区の再開発事業と同時期に並行して実施することは、財政上の負担が大きいことから、これらの事業の進捗を見据えた上での検討が必要であると考えております。

しかし、市としましても自由通路の整備は取手駅東西市街地の回遊性の向上やにぎわい創出を図る上で、重要な役割を担うものと考えているため、市の大規模事業の進捗や財政状況などを考慮しながら着手できるように検討して参ります。

(中心市街地整備課 令和 5 年 3 月回答)

【提言の要旨】

5. 取手駅暫定交通広場でのスケートボード利用について

取手駅暫定交通広場の一段低くなったアスファルト舗装部分(旧根本ビル前歩道に通じていた狭めの広場のような部分)で時々スケートボードの練習をしている数名の少年を見かけます。歩行者導線から外れた部分ですので歩行者との事故などは起きていないと思いますが、取手市としてその部分でのスケートボードについてどう考えているのか教えてください。また禁止エリアならその旨を告知する案内(ウェルネスパークのような簡素なもの)で十分なので)を掲示すべきだと思います。

(令和 5 年 3 月受付)

【回答の要旨】

駅前交通広場においては、誰もが安全で快適に利用できることはもとより、美しい駅前交通広場を確保することが重要と考えております。そのため、スケートボードについては、駅利用者の安全性や利便性、騒音による周辺住民への影響等を考え、ご指摘いただいた場所に「危険 スケートボード使用禁止」と記載した張り紙を掲示しております。

今後につきましては、使用禁止の張り紙をより目立つように設置し、「スケートボード使用禁止」の注意喚起を促してまいります。また、ご指摘いただいた場所につきましては、現在施工しております駅前交通広場整備工事の進捗に合わせて、今後撤去、移動していく計画となっております。

令和 5 年 3 月 9 日「危険 スケートボード 使用禁止」の張り紙を、より目立つ場所に計 6 カ所設置し、注意喚起を促しました。

(区画整理課 令和 5 年 3 月回答)

【提言の要旨】

6. ギャラリーロードについて

取手駅東西を結ぶギャラリーロードについて要望です。

A. ギャラリーロード全体を明るく出来ないか

ギャラリーと言うことで全体的に薄暗い印象です。取手市内の歩道のなかでは歩行者数も多い場所ですし、今後リニューアルなどを行う予定があれば、照明のLED化などで省力化かつ明るい地下通路にして欲しいです。

B. ギャラリーロード西口側スロープ付近で反原発活動を行っている団体を時々夕方頃に見かけます。正直邪魔ですし、市の施設(?)と思われる場所で特定の思想を訴える行動を行うのは印象が悪いです。こちらの団体は市や警察に許可を取った上で活動されているのでしょうか？許可を取っているのなら市が特定の思想を推奨するのは疑問ですし、無許可なら警告を行っていただきたいです。

C. ギャラリーロードの西口側郵便局前付近や東口交番からローソン(取手駅東店)付近で特定宗教の案内配布や、世界平和等の募金活動を行っている団体を時々見かけます。詐欺などではないと思いますが、詐欺などのターゲットになりやすいとされるお年寄りが多い街ですので、万が一が起きないように、時々監視や勧誘方法によっては注意をするなどして欲しいです。

(令和5年3月受付)

【回答の要旨】

A. について

ギャラリーロードの照明のLED化(省力化)による明るい地下通路の要望について、当課では今年度、市内防犯灯9900灯のLED更新作業を実施しております。今後は、道路照明や今回のギャラリーロードの照明なども含めて蛍光灯、ナトリウム灯、水銀灯のLED化について、検討させていただければと思います。

B. 及びC. について

道路上での何かを行う際には、道路交通法第77条により管轄する警察署の許可が必要になります。許可の有無については、警察署へお問い合わせください。また、通行の妨げになる行動を発見した際には、注意させていただきます。

なお、取手市としても不審人物を発見した場合は、警察と連携させていただきます。

上記の要望内容は、管轄する警察署へ情報共有させていただきます。

(管理課 令和5年3月回答)